

寝殿造成立前夜私考

西 山 良 平

はじめに一貴族邸宅の建物配置—

八世紀から十一世紀まで、貴族邸宅は一町（四十丈四方）が標準である。十世紀以前は文献資料が寡少で、発掘調査に大幅に依存するから、一町規模宅地が主要な素材である⁽¹⁾。平安京では、九世紀の貴族邸宅には、時代順に、平安京右京一条三坊九町（事例①、以下①とする）、右京三条三坊四町②・五町②′、右京六条一坊五町④、右京三条二坊十六町⑤などがある。遺跡の残存の関係から、右京に偏在するが、それぞれの中枢施設を検討する。中枢施設には正殿・後殿・前殿・脇殿などがあり、正殿は東西棟、「最大級規模」で、南面する。後殿は東西棟で、正殿の後方（北側）、前殿も東西棟で、正殿の前方（南側）。脇殿は南北棟で、正殿の東・西前方に配置され、正殿と直交する。貴族邸宅の建物配置の基準・特色や著名な寝殿造との関連を解明する。

建物配置にはコ字型（カタカナのコ字を九〇°回転させる配置で、L字型・並列型・直列型が組み合わされるとされる）⁽²⁾、二重コ字型（コ字型を南北に二つ連ねる）⁽³⁾、並列型（複数の建物が前後に平行に配置される）⁽⁴⁾、L字型（東西棟と南北棟などを鍵の手状に直角に配置する）などがある⁽⁵⁾。なお、以下の事例には、王家の離宮や宮外官衙の可能性が幾分ある⁽⁶⁾。

一 九世紀前半の貴族邸宅

平安京右京一条三坊九町（事例①、図1）は八世紀末から九世紀初頭まで⁽⁷⁾。北半のやや西寄りに、東西棟の正殿（東西七間・南北二間で南庇・南孫庇と北庇、身舎は礎石・庇は掘立柱、柱間一〇尺・孫庇一三尺）⁽⁸⁾と東西棟の後殿（推定東西七間・南北二間、柱間一〇尺）、正殿の「東西」（側面）と後殿の「東西両側」（側面）にそれぞれ南北棟の脇殿二棟が南北に建つ（東脇殿二棟、西脇殿二棟）。正殿－東（推定南北五間・東西二間、以下、脇殿柱間はすべて一〇尺）・西脇殿（南北五間・東西二間で東庇）がコ字型、後殿－東（推定南北五間・東西二間）・西脇殿（南北五間・東西二間で東庇）もコ字型で、コ字型を「南北に二つ連ね」、二重コ字型とされる⁽⁹⁾。中心建物群の東西に柵列があり、南・西の雑舎群と遮蔽される。南端の鷹司小路に四脚門の南門が

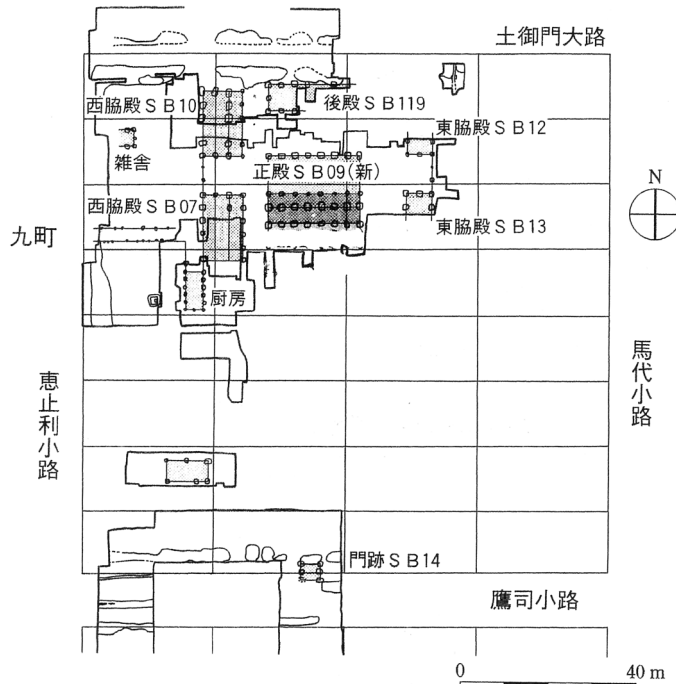


図1 平安京右京一条三坊九町遺跡（藤田勝也「平安京の変容と寝殿造・町屋の成立」註7）

開き、これが九町の正門である。九町は十数年で廃絶し放置されるので、伊予親王が候補とされる⁽¹⁰⁾。伊予親王は桓武天皇の第二親王で、政治的力量は神野親王（嵯峨天皇）に勝るとみられるが⁽¹¹⁾、大同二年（八〇七）謀反の疑いで幽閉され服毒死する。四脚門は大臣家・親王家の格式である（『海人藻芥』）。二重コ字型は格式が高く、伊予親王はそれに相応しい。正殿と後殿の東脇殿は身舎だけであるが、それぞれの西脇殿は東庇があり、正殿と東脇殿の距離は三五尺、西脇殿との距離は二〇尺で、左右非対称である⁽¹²⁾。

右京三条三坊五町（事例②、図2）は⁽¹³⁾、南東部には東西棟の正殿（東西七間・南北二間で南庇、身舎柱間桁行一〇尺・梁行八尺・庇一二尺）と西側面に南北棟の西脇殿（南北五間・東西二間で東庇と南縁・北縁、身舎柱間桁行一〇尺・梁行八尺・庇一〇尺）があり、出土土器から弘仁年間（八一〇～二四年）後半から天長年間（八二四～三四年）初期に位置付けられる⁽¹⁴⁾。現状はL字型であるが、正殿の東側に東脇殿があり、コ字型の可能性はある⁽¹⁵⁾。五町の北西部では、東西棟の正殿（東西七間・南北二間で南庇、身舎柱間桁行一〇尺・梁行九尺・庇一二尺）と北側に東西棟の後殿（東西五間・南北二間で南庇、身舎柱間桁行九・五尺・梁行九尺・庇一〇尺）があり、並列型である⁽¹⁶⁾。南東部と北西部の大型建物群は五町内部で溝や柵で各々区画されるとみられる。五町の東隣の四町（事例②、図3）では⁽¹⁷⁾、東西棟の正殿（建物1、東西七間・南北二間で南庇、身舎柱間一〇尺・庇一四尺）と前方に南北棟の東（建物4、南北一間以上・推定東西二間に西庇、身舎柱間東西九・三尺・庇一三尺）・西脇殿（建物2、南北一間以上・東西二間に東庇、身舎柱間一〇尺・庇一四尺）が配置され、現状ではコ字型である⁽¹⁸⁾。東脇殿と西脇殿では西

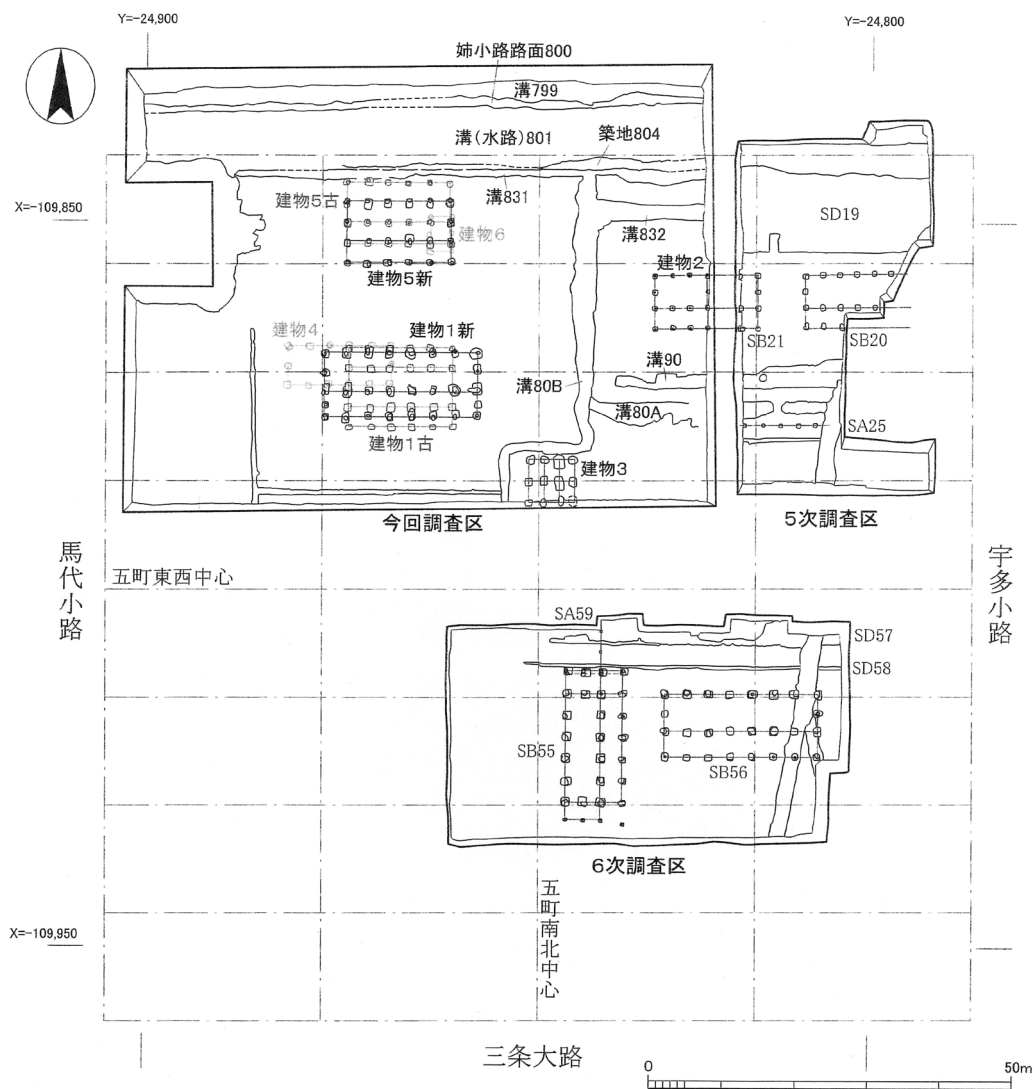


図2 右京三条三坊五町遺構概要図 (1:1,000) (『平安京右京三条三坊五町跡』註13)

脇殿が大きく、また正殿に近く⁽¹⁹⁾、左右非対称である。建物群の位置は四町の北西部に片寄り、四町と五町は関連する可能性があるが⁽²⁰⁾、四町でおさまるとされる。

五町では大型建物群が北西部と南東部などの区画に複数立地する。愛知県猿投窯産の緑釉陶器がまとめて出土するが、猿投窯の緑釉陶器生産は嵯峨天皇（七八六～八四二年）周辺に関連する。また、五町は「栖霞寺鎮」と記録されるが（『拾芥抄』『西京図』）、栖（棲）霞寺の前身は嵯峨源氏・左大臣源融（八二二～九五年）の栖霞観である。五町は嵯峨天皇周辺に収束し、その居住形態を示唆する⁽²¹⁾。「齋」墨書土器が二点出土するが、伊勢斎宮・賀茂斎院との関連は不明である。

右京六条三坊八町（事例③、図4）は一町占地と推定され⁽²²⁾、平安時代当初（九世紀前半）。北

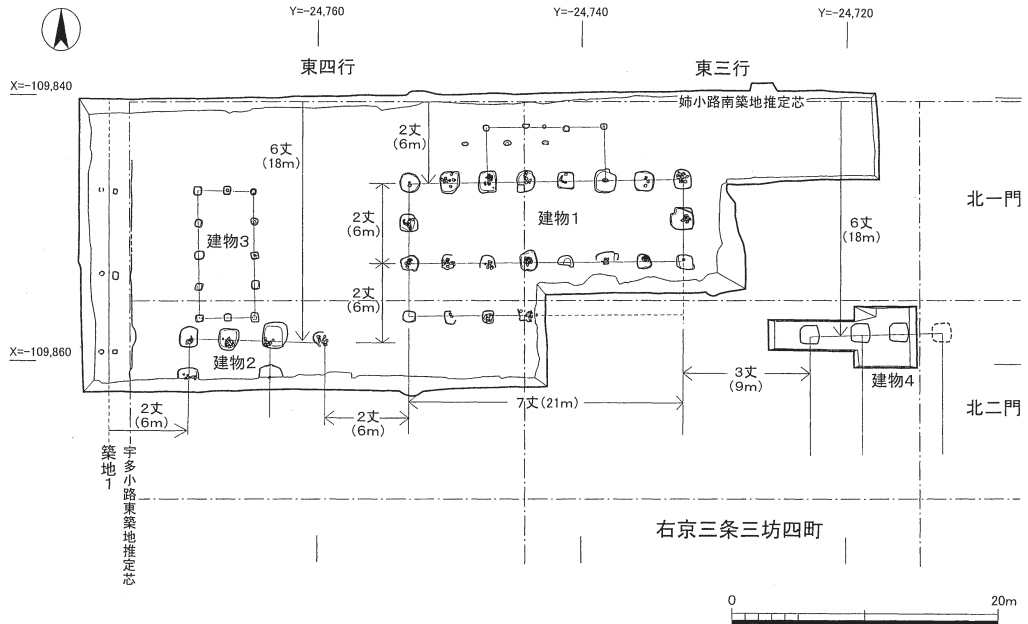


図3 建物配置図 (1:500) (『平安京右京三条三坊四町跡』註17)



図4 八町遺構概略図 (1/800) (『平安京右京六条三坊』註22)

西部に、東西棟の正殿（東西五間・推定南北二間に南庇・推定北庇、柱間八尺）、東西棟の後殿（建物2、東西五間・南北二間に北庇、身舎柱間八尺・庇九尺）、南北棟の西脇殿（南北一間以上・東西二間に東庇、柱間八尺）、東脇殿（二基の柱穴、柱間八尺）が配置される。後殿－正殿－東・西脇殿の〈後殿＋コ字型〉である⁽²³⁾。正殿と東・西脇殿は南端柱筋が一致する。正殿からほぼ六〇尺南に南門があり、内郭構造とみられる。八町南西部に流路利用の大規模な池状遺構（園池）と洲浜・導水施設が存在する。

二 九世紀後半の貴族邸宅

右京六条一坊五町（事例④、図5）は九世紀中頃、西側四分の一に小径が通り、宅地は東側四分の三町である⁽²⁴⁾。南北中央南寄りに東西柵列があり、南側は正殿域、北側は雑舎域である。正殿は四面庇の東西棟で（東西五間・南北二間で四面庇、身舎の東一間に間仕切り、身舎桁行柱間九尺・梁行九・五尺・庇一二尺）⁽²⁵⁾、西側面の南北棟の西脇殿（南北五間・東西二間に推定四面庇、身舎柱間八尺・庇一〇尺）と廊で結ぶ。後殿は東西棟（東西八間・南北二間に南・北庇、東一間に間仕切り、身舎桁行柱間八尺・梁行八・五尺・庇一一尺）⁽²⁶⁾、後殿東側面に南北棟の東北脇殿（南北六間・東西二間に西・南庇、南一間に間仕切り、身舎柱間八尺・庇九・五尺）、東北脇殿の南前方に南北棟の東南脇殿（推定南北三間・東西二間で推定四面庇、身舎柱間八尺・庇八・五尺）⁽²⁷⁾があり、この三棟は廊でつながる。一町規模とすると、東南脇殿と南端の南面築地の距離はわずか二・一mである。

正殿域では東西棟一棟（正殿）・南北棟二棟（西脇殿・東南脇殿）の四面庇建物があり、平安京では最古の事例である⁽²⁸⁾。四面庇の東西棟は寝殿造の寝殿（正殿）、南北棟は東・西対（東・西脇殿）の成立と関連する。正殿の身舎南桁と西脇殿の身舎南妻は柱筋を揃える、または西脇殿は正殿の「真西」にある⁽²⁹⁾。正殿と西脇殿、後殿と東北脇殿・東南脇殿は廊で連結する。主要建物を連絡する廊の最古の事例で、寝殿造の渡殿に酷似する⁽³⁰⁾。右京六条一坊五町は寝殿造に接近する側面が多々ある。正殿と西脇殿、後殿と東北脇殿・東南脇殿はそれぞれL字型で、正殿と後殿にそれぞれ脇殿があり、二重コ字型に類似する。二重L字型と見做され、格式は高いが、脇殿はまったく左右非対称である。正門の位置は不明である。後殿・正殿と脇殿の関係は、正殿と西脇殿、後殿と東北脇殿・東南脇殿が各々廊でつらなり、「2群」にわかれる。正殿と西脇殿は高床（床張り）、後殿と東北脇殿・東南脇殿は土間とされる。東南脇殿は正殿により近接するが、後殿と廊で接続し、一応後殿と密接と推定される。

右京三条二坊十六町（事例⑤）は一町規模の邸宅で、園池を地勢に従い掘削する。九世紀後半に造営され、園池は一〇世紀後半まで存続する。園池から「齋宮」などの墨書土器が出土し、京中の伊勢斎王（斎宮）家とみられる⁽³¹⁾。正殿と脇殿のコ字型配置とは異質で、北半では西寄りの園池を中心に比較的大型の建物群が配置され、園池と建物群が東西に展開する⁽³²⁾。東側の野寺小路沿いの東門は大規模な四脚門で、東門が正門と想定される。この邸宅は九〇〇年前後に再整備

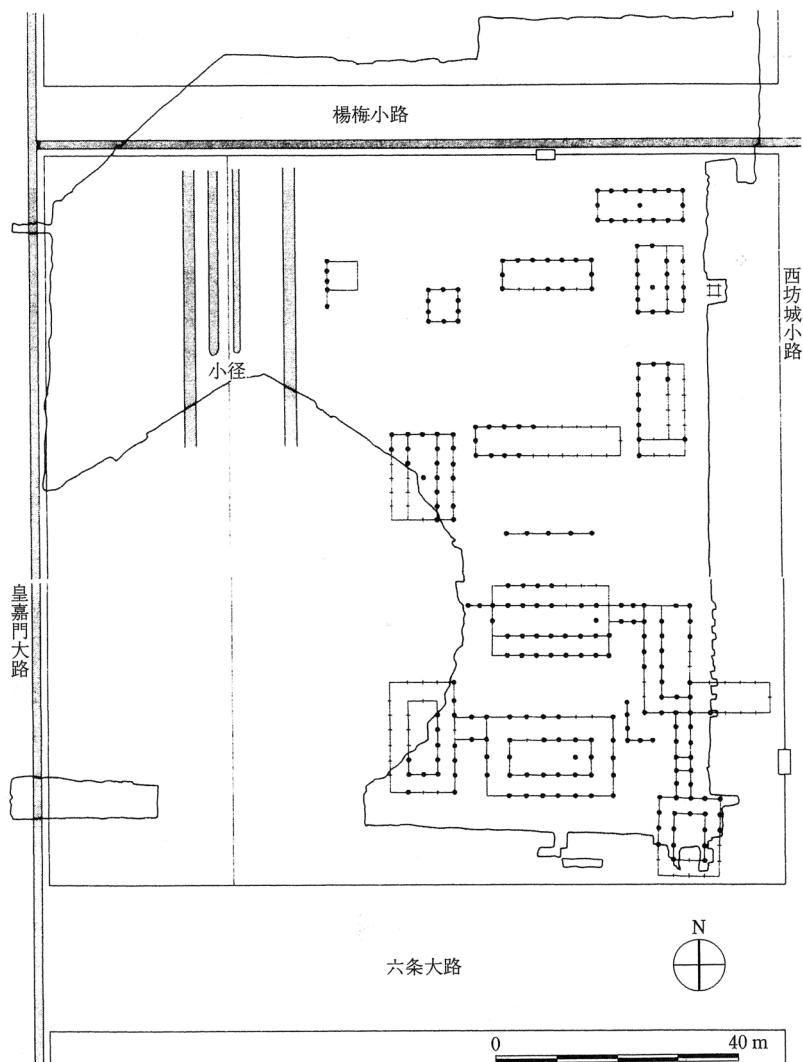


図5 平安京右京六条一坊五町遺跡（藤田勝也「平安京の変容と寝殿造・町屋の成立」註7）

されるが、その要因は王家の内親王・女王の斎宮卜定とみられる。柔子内親王（八九二？～九五九年）は宇多天皇の内親王、醍醐天皇の同母妹、寛平九年（八九七）、伊勢斎宮に卜定される。十六町は斎宮柔子内親王の斎王家で、「人の家」を借用する可能性がある（または自邸）⁽³³⁾。

これら以外に、京都市花園遺跡（京都市右京区花園鷹司町・猪ノ毛町）C区は山城国葛野郡衙の有力な推定地であるが⁽³⁴⁾、右京一条三坊十六町（事例⑥、図6）に相当する。十六町は右京一条三坊九町の西側で、後殿周辺出土の土器編年などから、現在では平安時代前期の邸宅説が有力である。「一町規模の邸宅」とみられる⁽³⁵⁾。十六町の北西部に、東西棟の正殿（推定東西七間・南北四間〈東西五間・南北二間に四面庇〉、身舎桁行柱間八尺・梁行九尺・南北庇一二尺・東西庇

一〇尺、身舎礎石・庇掘立)⁽³⁶⁾

と、東西棟の後殿（東西五間・南北二間、桁行柱間八尺・梁行一〇尺）⁽³⁷⁾、正殿の前方西側に南北棟の西脇殿（南北六間・東西二間に東庇、身舎柱間八尺・庇九尺）がある。正殿と西脇殿はL字型⁽³⁸⁾、すなわち十六町は〈後殿＋L字型〉である。

建物配置の格式はコ字型→並列型→L字型→雁行型であるが、二重L字型は高格とみられる。平安京では、中枢施設の建物配置は二重コ字型（右京一条三坊九町①）、二重L字型（右京六条一坊五町④）、〈L字型＋コ字型〉（または〈後殿＋コ字型〉）（右京六条三坊八町③）、コ字型（右京三条三坊四町②）、L

字型（右京三条三坊五町②）、〈後殿＋L字型〉（右京一条三坊十六町⑥）で、この序列が格式の高低を大略示唆すると推定される。コ字型（二重コ字型・〈L字型＋コ字型〉・コ字型）・L字型（二重L字型・L字型・〈後殿＋L字型〉）・並列型に収束する。コ字型・L字型が多いが、右京三条二坊十六町⑤は異質である。東・西脇殿が判明する事例は左右非対称である（右京一条三坊九町①、三条三坊四町②、六条三坊八町③、六条一坊五町④）。右京六条一坊五町④では四面庇の東西棟・南北棟や廊が成立し、正門は南門（右京一条三坊九町①）から東門（右京三条二坊十六町⑤）に展開する。

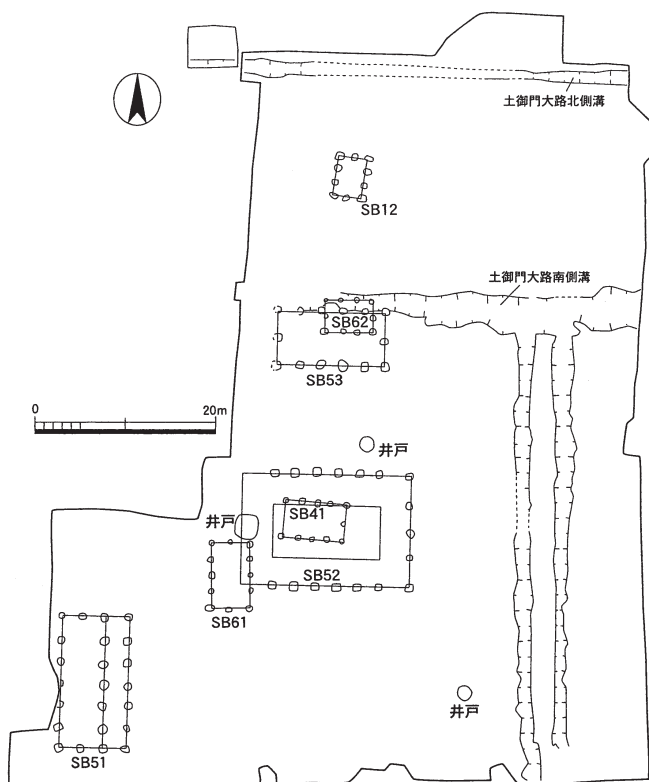


図6 花園遺跡 C区遺構平面図（網伸也・柏田有香「京都府花園遺跡・西京極遺跡」註35）

三 長岡京の貴族邸宅

都城・平安京の貴族邸宅を前後の平城京・長岡京や、寝殿造と比較・検討する。

平城京までは脇殿の片方または両方を多く省略し、長岡京・平安京では前殿がないが、しばしば後殿が配置される⁽³⁹⁾。さらに事例を追加し、中枢施設を分析する⁽⁴⁰⁾。

長岡京左京二条二坊十町（事例⑦、図7）では、東西棟の正殿（東西七間・南北三間に南・北庇、身舎柱間一〇尺・庇一五尺）・東西棟の後殿（東西五間・南北二間に南庇、身舎柱間一〇尺・庇一二尺）と、正殿の東・西側面北寄り（後方）に南北棟の東・西脇殿（各々南北七間・東西二

間、柱間一〇尺)がある⁽⁴¹⁾。脇殿は通例正殿前面また側面(南寄り)であるが、側面北寄りであるため、正殿と東・西脇殿はコ字亜型と見做される⁽⁴²⁾。全体は〈後殿+コ字亜型〉で、東脇殿と西脇殿は左右対称である。一町内部を築地で北域・南域に二分し、北域は南北方向の二列の柵列で内郭と東・西外郭に三分する。内郭に中枢施設があり、築地に八脚門が開く。王家の離宮・山桃院説があり、格式は相当に高い⁽⁴³⁾。

左京二条三坊十五町(事例③、図8)は一町の大規模邸宅で⁽⁴⁴⁾、東西棟の正殿(東西五間・南北二間に南・北・東庇、後殿・脇殿も身舎柱間八尺・庇九尺)と東西棟の後殿(東西五間・南北二間に南・東・西庇)、後殿の西側前方(または正殿の西側後方)に南北棟の西脇殿(南北五間・東西二間に東庇)があり、宅地の北東部に集中する。〈L字型+正殿〉とみられ、佐伯今毛人邸宅説がある⁽⁴⁵⁾。左京二条四坊七町(事例③、図8)は⁽⁴⁶⁾一町占有とみられ、七町の南西中

央に東西棟の正殿(東西五間・南北二間に南・北・東庇、身舎一部礎石の可能性、桁行中央柱間一〇尺・他二、八~九m・梁行九尺、南庇一二、五尺・北と東庇一三尺)と西半中央に東西棟の後殿があり(東西七間・南北二間、桁行中央柱間九、五尺・他九尺・梁行八、五尺)、「二」字型すなわち並列型である。七町中央南側の大溝(水路)・船着場・護岸設備から、水運利用の現業官司説がある。

左京四条四坊三町(事例⑨、図9)は一町宅地とみられるが⁽⁴⁷⁾、北東四分の一町の北半に東西

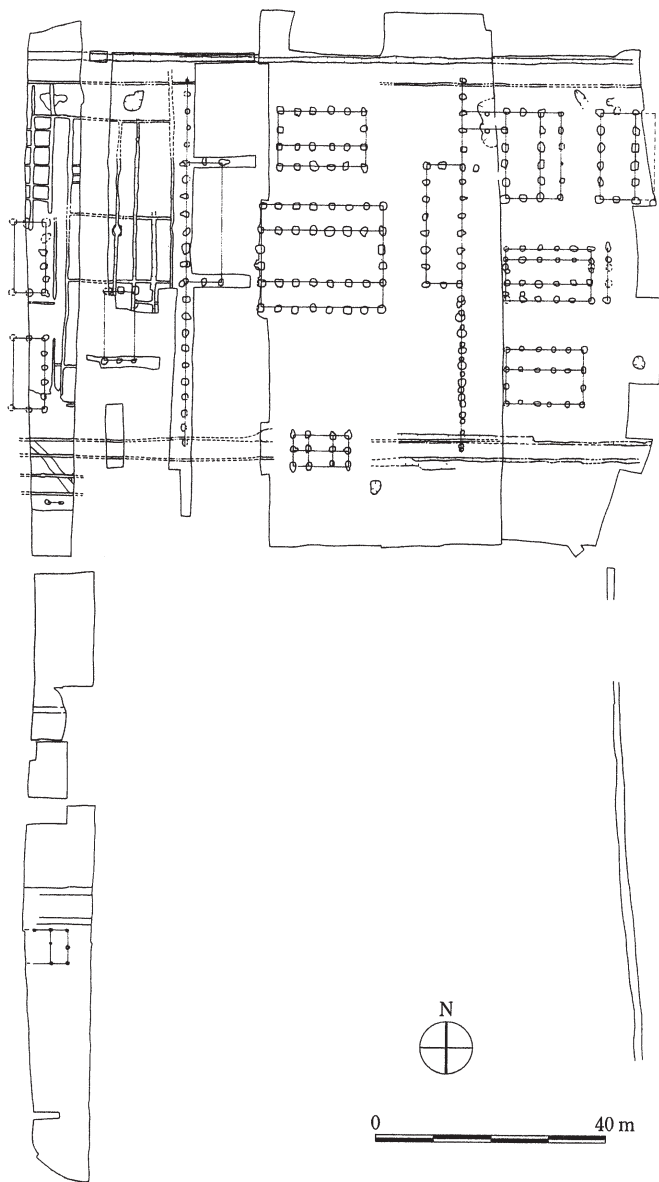


図7 長岡京左京二条二坊十町遺跡(藤田勝也「平安京の変容と寝殿造・町屋の成立」註7)

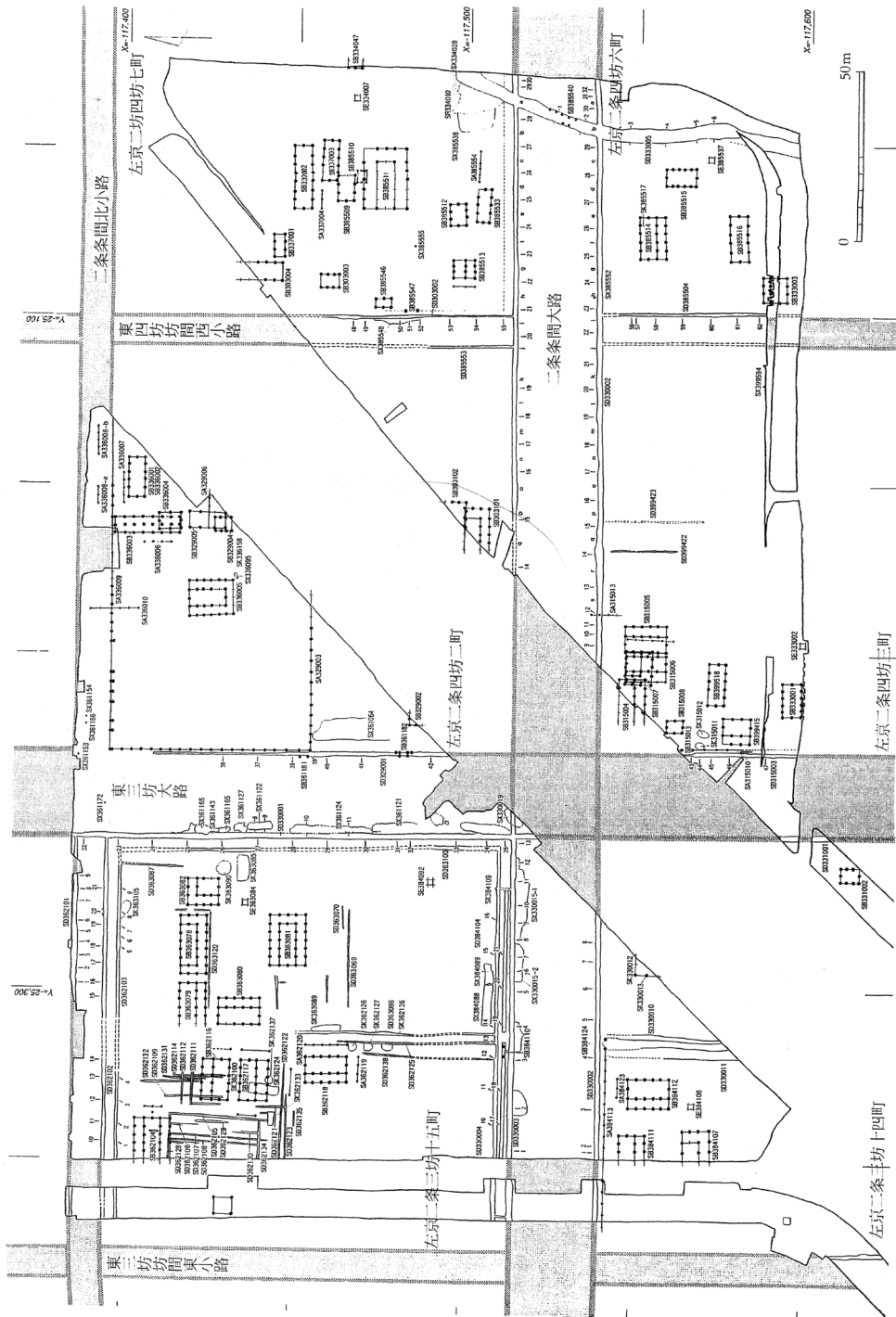


図8 長岡京跡左京二条三坊十五町周辺の長岡京期の検出遺構 (石井清司「長岡京・平安京における邸宅遺跡」註7)

PLAN 2

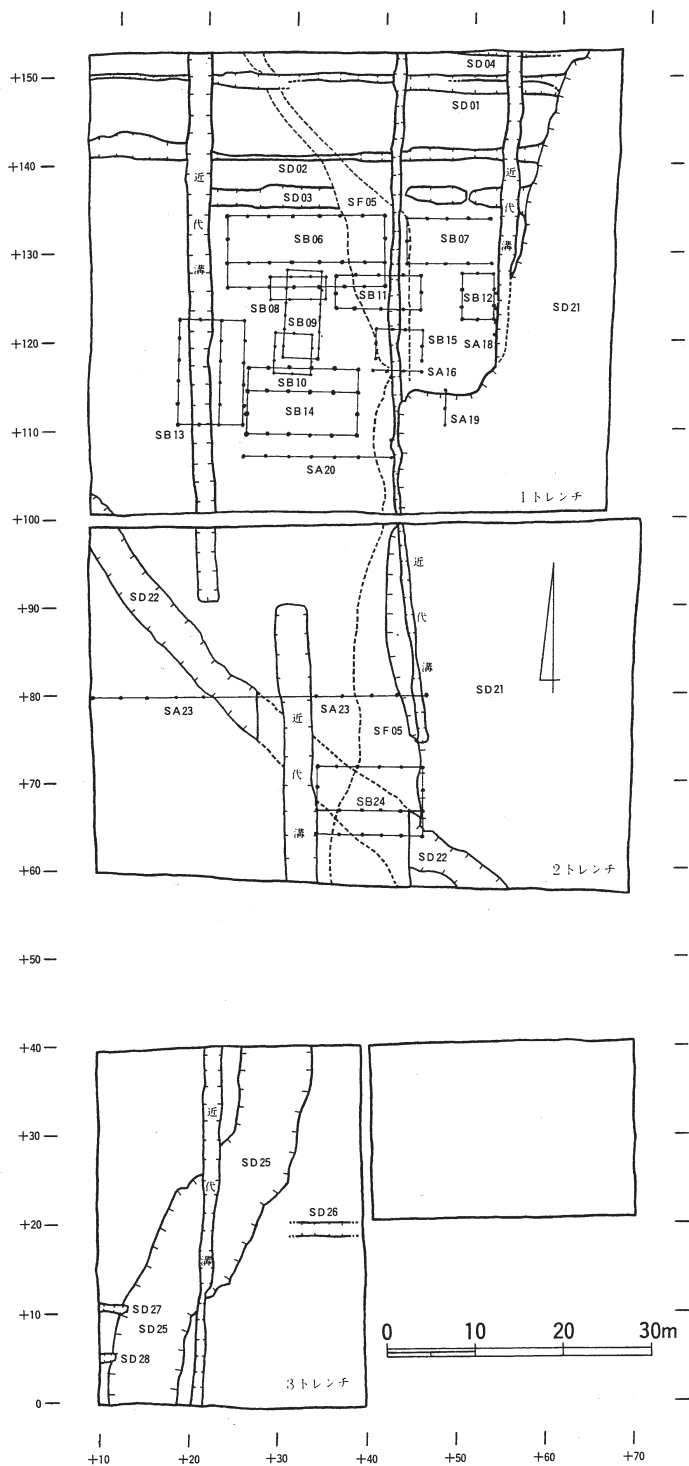


図9 検出遺構配置図 (『長岡京跡発掘調査報告』註47)

棟の正殿（SB06、東西七間・南北二間に南庇、柱間身舎251cm・庇260cm）と東接（東側面）の東西棟（SB07、東西四間以上七間以下・南北二間、柱間240cm）、正殿の南側（前方）に東西棟の前殿（SB14、東西五間・南北二間に北庇、柱間250cm）があり、「二字型」すなわち並列型である。正殿と東接の東西棟が四条条間小路にごく近接して並び、小路との関連を重視するとされる。後に前殿と切り合い、南北棟の西脇殿（SB13、南北五間・東西二間に東庇、柱間244cm・庇273cm）が建ち、正殿とL字型に改変されるとする⁽⁴⁸⁾。

左京五条三坊十五町（事例⑩、図10）では⁽⁴⁹⁾、南西部に東西棟の正殿（東西七間・南北二間に南庇、柱間240cm・庇315cm）、東西棟の後殿（東西五間、南北

は東側二間・西側三間に北・西庇、身舎東西総長1130cm・南北470cm、北庇・西庇柱間300cm）、南北棟の西脇殿（南北三間・東西二間、南北940cm・東西510cm）が検出される。五棟の建物跡が計画的に配され、「かなり身分の高い人」の住宅と推定される。〈後殿＋L字型〉である⁽⁵⁰⁾。

右京二条三坊二町（事例⑪、図11）は一町を占有し⁽⁵¹⁾、ほぼ中心に東西棟の正殿（推定東西七間・南北二間に南・北庇、身舎柱間一〇尺・庇一三尺）と、すぐ北側に正殿と柱筋を揃え東西棟の後殿（推定東西七間・南北二間、柱間東西一〇尺・南北九尺）、正殿の西側面北寄りに南北棟の西脇殿（南北七間・東西二間に東庇、柱間一〇尺）があり、東脇殿も想定される。現状では〈後殿＋L字型〉であるが、〈後殿＋コ字垂型〉の余地が十分にある。さて、二町の西側・七町の東側の西三坊坊間東小路の東・西側溝は二町・七町では検出できず、二町・七町の東西二町は一体利用の可能性がある。一方、二町と七町の境に掘立柱塀が南北に延び、そのすぐ東側に幅八～九mの空閑帯が存在する。これが西三坊坊間東小路の路面の可能性もある。七町は南西部から「大舎人寮」墨書土器が出土し、官衙町など大舎人寮と関係すると推定される⁽⁵²⁾。

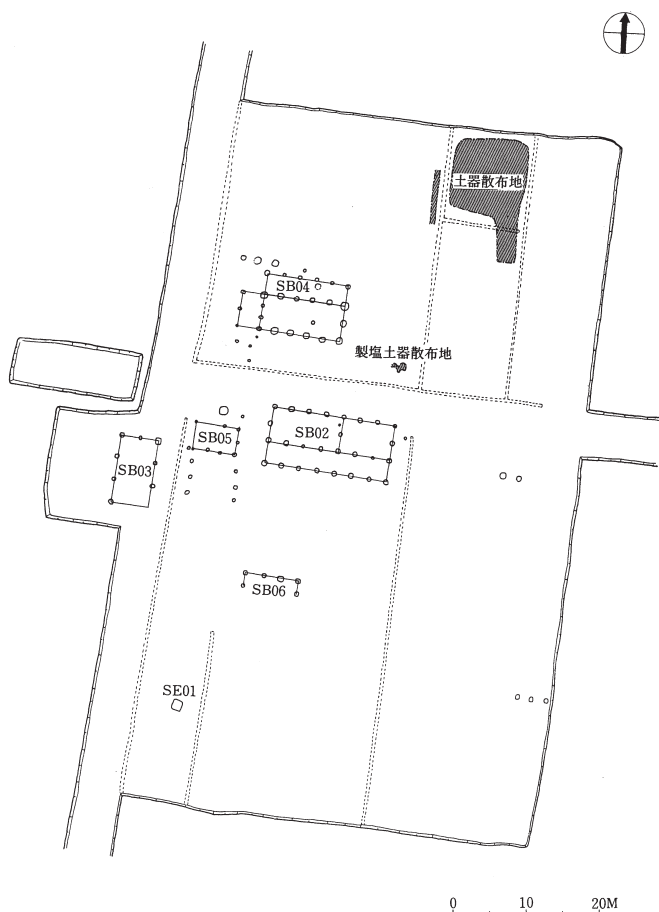


図10 東の拡張部遺構実測図（『日本専売公社工場用地内埋蔵文化財発掘調査概報』註49）

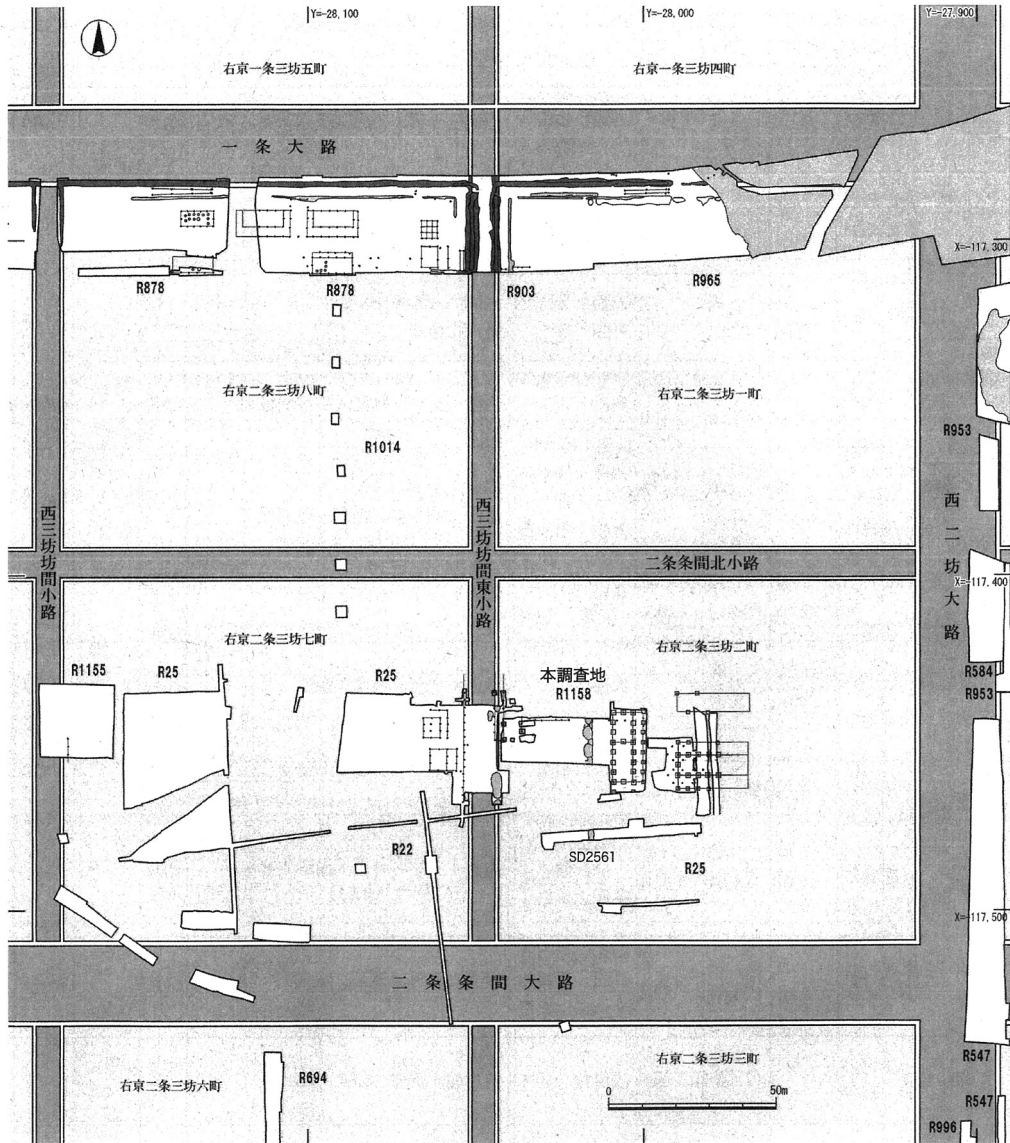


図 11 調査地周辺図 (1/2000) (「右京第 1158 次 (7ANGTE-4 地区) 調査概報」註 51)

左京三条三坊十六町 (事例⑫) では⁽⁵³⁾、南西部に東西棟の正殿 (東西五間・南北二間に南・北庇、桁行柱間九尺・梁行一〇尺・庇一〇尺)、正殿の東側面と東側後方に南北棟の東脇殿二棟 (南側は推定南北五間・東西二間、北側は推定南北五間・東西二間に南庇、ともに柱間八尺) が南北に並ぶ。東脇殿二棟の東辺は塀で連結するとみられる。二分の一町の邸宅と推定され、後殿が存在する可能性がある。現状では〈脇殿 + L 字型〉⁽⁵⁴⁾。

長岡京の諸例では、〈後殿 + コ字垂型〉 (左京二条二坊十町⑦)、〈後殿 + L 字型〉 (左京五条三坊十五町⑩、右京二条三坊二町⑪)、〈L 字型 + 正殿〉 (左京二条三坊十五町⑧)、並列型 (左京二

条四坊七町⑧）、〈並列型（正殿＋前殿）→L字型〉（左京四条四坊三町⑨）、二分の一町であるが、〈脇殿＋L字型〉（左京三条三坊十六町⑫）で、この序列が格式の高低を大略示唆すると推測される。コ字型（〈後殿＋コ字型〉）、L字型（〈後殿＋L字型〉・〈L字型＋正殿〉・〈並列型（正殿＋前殿）→L字型〉（脇殿＋L字型＝二分の一町）、並列型に分類されるが、L字型系統が多い。後殿は多いが、前殿は並列型（正殿＋前殿）だけで、しかもL字型に改変されるらしいのが留意される。〈後殿＋コ字型〉では、東・西脇殿は左右対称である。

四 前殿と後殿・正殿・東西脇殿

現状では、長岡京以降、九世紀前後には、二重コ字型（平安京）・〈後殿＋コ字型〉（長岡京）・〈L字型＋コ字型〉（または〈後殿＋コ字型〉）（平安京）・コ字型（平安京）、二重L字型（平安京）・〈後殿＋L字型〉（長岡京・平安京）・L字型（平安京）・〈並列型（正殿＋前殿）→L字型〉（長岡京）・〈L字型＋正殿〉（長岡京）（脇殿＋L字型＝二分の一町）（長岡京）、並列型（平安京・長岡京）である。L字型系統が多いが、画一的でなく多様である。コ字型系統はL字型より少ないが、平安京では長岡京より増加するとみられ、コ字型では東・西脇殿が実在する。

一方、後殿・脇殿・前殿の観点では、まず前殿が稀少で、〈並列型（正殿＋前殿）→L字型〉（長岡京左京四条四坊三町⑨）ばかりである。すでに指摘があるが、長岡京左京二条二坊十町⑦や、平安京右京一条三坊九町①・右京六条一坊五町④では、後殿はあるが、前殿は配置されない⁽⁵⁵⁾。後殿は二重コ字型・〈後殿＋コ字型〉・〈L字型＋コ字型〉（または〈後殿＋コ字型〉）、二重L字型・〈後殿＋L字型〉・〈L字型＋正殿〉と並列型にあり、後殿不在はコ字型・L字型・〈並列型（正殿＋前殿）→L字型〉・（脇殿＋L字型＝二分の一町）である。後殿は過半に配置される。脇殿は並列型だけ不在で、東・西の両側は二重コ字型・〈後殿＋コ字型〉・〈L字型＋コ字型〉（または〈後殿＋コ字型〉）・コ字型・二重L字型、片側は〈後殿＋L字型〉・L字型・〈並列型（正殿＋前殿）→L字型〉・〈L字型＋正殿〉・（脇殿＋L字型＝二分の一町）である。片側は、〈後殿＋L字型〉・L字型・〈並列型（正殿＋前殿）→L字型〉・〈L字型＋正殿〉は西側である（脇殿＋L字型＝二分の一町は東側）。前殿は稀少、後殿は過半、脇殿は並列型だけ不在で、結局、後殿－正殿－脇殿の組み合わせが標準である。平安京右京六条一坊五町④では、西脇殿は正殿の「真西」にあり（または正殿の身舎南桁と西脇殿の身舎南妻は柱筋を揃える）、右京六条三坊八町③では、正殿と東・西脇殿は南端柱筋が一致する。

東・西脇殿の事例では、長岡京左京二条二坊十町⑦では西脇殿と東脇殿は厳密に左右対称である。一方、平安京右京一条三坊九町①では、西脇殿二棟は身舎と東庇、東脇殿二棟は身舎だけ、正殿と西脇殿の距離は二〇尺、東脇殿との距離は三五尺である。平安京右京三条三坊四町②では、西脇殿が東脇殿より大きく（身舎柱間一〇尺・庇一四尺と、身舎柱間九・三尺・庇一三尺）、正殿との距離は近い（二丈と三丈）。平安京右京六条三坊八町③では正殿と西脇殿の距離は東脇殿との距離の半分（二〇尺と四〇尺）。東・西脇殿は左右非対称で、西脇殿が東脇殿より大きく、庇があり、

正殿との距離は近い。平安京右京六条一坊五町④では、正殿－西脇殿と後殿－東北脇殿－東南脇殿と、まったく左右非対称である。厳格な左右対称はごく少数である。

また、一町規模の宅地と、桁行七間または五間に庇付き建物の実在を対象とするが、正殿など中枢施設の身舎柱間が一〇尺以上の宅地と、それ以下の柱間八尺などでは、建物配置などに格差がみられる。中枢施設の身舎柱間が一〇尺以上の宅地は、平安京右京一条三坊九町①（二重コ字型）・三条三坊四町②（コ字型）・三条三坊五町②（南東部・北西部、L字型・並列型）、長岡京左京二条二坊十町⑦（〈後殿＋コ字亜型〉）・右京二条三坊二町⑩（〈後殿＋L字型〉）である。平安京右京三条三坊四町②・五町南東部②、長岡京右京二条三坊二町⑩は今後の変更の可能性がある、コ字型系が優越すると推定される。コ字型系では、〈後殿＋コ字（亜）型〉に集約される可能性がある（五〈後殿＋コ字（亜）型〉と寝殿造―「おわりに」にかえて）。平安京右京六条一坊五町④では、正殿身舎桁行柱間九尺・梁行九・五尺、後殿身舎桁行柱間八尺・梁行八・五尺で、正殿身舎梁行九・五尺が最大である⁽⁵⁶⁾。

一〇尺以下の柱間八尺などでは、中枢施設が一町の片側四分の一町に偏在する。平安京右京六条三坊八町③は一町の北西部、右京六条一坊五町④は東側四分の三町の南側、右京一条三坊十六町⑥は一町の北西部、長岡京左京二条三坊十五町⑧は北東部、左京二条四坊七町⑧'は南西部、左京四条四坊三町⑨は北東部の北半、左京五条三坊十五町⑩は南西部、左京三条三坊十六町⑫は南西部（二分の一町）である。

平安京右京三条三坊四町②・五町②は中枢施設の身舎柱間が一〇尺であるが、四町は北西部、五町は南東部・北西部に片寄り、五町は中枢施設が複数立地する。五町北西部は中枢施設が並列型など、三坊四町・五町は独特である。

五 〈後殿＋コ字（亜）型〉と寝殿造―「おわりに」にかえて

後殿と正殿・脇殿の配置が多数派である。脇殿は片側が東・西両側より多く、片側は西脇殿が殆どであるが、東・西脇殿の建物配置が格上で、後殿と正殿に東・西の脇殿が正格と推定される。結局、後殿と正殿に東・西脇殿が標準的で、中枢施設は後殿・正殿と東・西脇殿から選択・構築される。後殿・正殿と東・西脇殿とは、〈後殿＋コ字（亜）型〉である。

平安京では、右京三條二坊十六町⑤以降、一町規模宅地では中枢施設は未検出である。十世紀以降、発掘調査では貴族邸宅は不明である。

一方、文献資料から、十世紀に寝殿造は成立し、また「ある邸」で実現し一気に普及するとされる⁽⁵⁷⁾。寝殿造の概要を瞥見する。

寝殿造は定型の構成・配置をもち、強い規範性がある。その配置構成は、第一に、東西棟の寝殿、南北棟の東・西対、東西棟の北対があり、寝殿と対は廊・渡殿で結ばれる、第二に、中門廊・中門が南庭を圍繞し、正門は東または西に設けられる、などである。寝殿造の寝殿は正殿、東・西対は東・西脇殿、北対は後殿に相当する。東・西対は寝殿の真東・真西である。

九世紀中頃から十世紀に、廊・渡殿、中門廊・中門、東門・西門など、寝殿造の構成要素は一斉に成立する⁽⁵⁸⁾。長岡京・平安京の中樞施設の建物配置と寝殿造の建物配置を比較する。

寝殿造の中樞施設の配置構成は、東西棟の寝殿、南北棟の東・西対、東西棟の北対である。十世紀中期には、藤原師輔の東一条第に東・西対、寝殿北に北対、東・西御門、西中門とその南北廊が存在する(天曆四年・九五〇)⁽⁵⁹⁾。寝殿造の北対は地味であるが、東一条第の北対、藤原道長の土御門第の北対、藤原実資の小野宮第の北対など、広範に実在する。

北対はハレの儀式会場ではないため、記録がきわめて少なく、「内向き」の殿舎とされる⁽⁶⁰⁾。しかし、数多くの貴族住宅に北対は実存し、平安中期から中世初期まで継続して記録される。摂関期の北対は、藤原師輔の坊城第・東三条殿・枇杷殿・藤原公任の四条宮・高陽院・藤原教通の二条殿・藤原頼通の四条殿・小規模邸宅(参議・右大弁藤原朝経宅)に認知され、丹波守源章任の三条第は寝殿が不在で、北対・東対代がある(『左経記』長元四年十二月十三日条)。大納言藤原齊信の新宅はわずかに北対を造るばかりで、はなはだ荒蕪(『小右記』万寿四年四月廿二日条)。

摂関期には、北対は「寝殿に劣らぬ大規模な殿舎」で、天皇の御在所に使用される。その他の用法に女御等の御所(後宮殿舎)・女房局があるが、一般的・本来の性格ではないとされる。小野宮第では藤原実資が最初に移徙し⁽⁶¹⁾、乾角に養子藤原資高曹司があり、そこを方違に使用する。養子の藤原資平が犯土を避け、北対西廊に雑物や皮籠を納め置く(『小右記』万寿二年十二月十五日・万寿四年十一月卅日・万寿元年五月廿三日条)。物語文学では、北対は主人等の御所に描写される。結局、寝殿造では〈北対(後殿)－寝殿(正殿)－東・西対(東・西脇殿)〉が標準とみられる。

一説では、寝殿造の基本型式は寝殿を建て、東・西・北に対を置くが、「中には北対の両側にも東北対・西北対を配置する例」があり、二重コ字型の典型とされる。しかし、一方、六棟完備は「極めて稀れ」とされるように⁽⁶²⁾、二重コ字型は寝殿造の基本ではない⁽⁶³⁾。九世紀前後では、二重コ字型と〈後殿＋コ字(亜)型〉が格式が高いが、〈後殿＋コ字(亜)型〉は寝殿造の建物配置とまったく合致する。また、二重コ字型では、後殿の東・西脇殿が脱落する。〈北対－寝殿－東・西対〉は、後殿・正殿と東・西脇殿の最も単純な組み合わせである。後殿・正殿・脇殿が各々自立し、それぞれの役割が固定するとみられる⁽⁶⁴⁾。長岡京左京二条二坊十町⑦の〈後殿＋コ字亜型〉は、建物配置の側面では、寝殿造の先駆である。

長岡京右京二条三坊二町①は後殿・正殿が調査・報告され、後殿・正殿の東・西の未調査区域に脇殿相当の南北棟建物が存在し、「コ字形の建物配置」の余地が推定される⁽⁶⁵⁾。西脇殿は正殿の西側面北寄りに検出され、〈後殿＋コ字亜型〉とみられる⁽⁶⁶⁾。平安京右京三条三坊四町②は建物1の前方、建物2・建物4の中央に建物Xがあり、建物1は後殿、建物Xが正殿、建物2・4は西・東脇殿の可能性が想像される。〈後殿＋コ字(亜)型〉と憶測される。中樞施設の身舎柱間一〇尺の事例は、二重コ字型・〈後殿＋コ字(亜)型〉が過半の可能性がある。

また、通説では、寝殿造には「東西対・東西中門は如法一町家の作りなり」「如法一町家は左右対・中門など相備うるなり」の記述があり(『中右記』元永二年三月廿一日・天仁元年七月廿六日

条)、左右対称性の言説とされる。しかし、この記述では、東・西(左・右)対や東・西(左・右)中門が実在するだけである。視点が寝殿内部のため、寝殿がなく、東西が左右と同値で、東が左なのは、視点が北方にあるためである。寝殿の前方東・西が対や中門などに囲繞されるのである⁽⁶⁷⁾。寝殿造以前では、平安京右京一条三坊九町①や右京六条一坊五町④は二重コ字型・二重L字型で格式が高いが、左右非対称であり、右京三条三坊四町②も非対称である。左右非対称は根強い。

平安京右京六条一坊五町④では、正殿と西脇殿・東南脇殿が身舎に四面庇であるが、寝殿造では、寝殿は四面庇に北孫庇など、対は梁行二間の身舎に四面庇・南広庇・寝殿と反対側の孫庇がある⁽⁶⁸⁾。右京六条一坊五町の四面庇と懸隔があり、飛躍と定型化が必要である。

建物配置に終始し、建物個々の役割・機能や、「東西対・東西中門は如法一町家の作りなり」の中門も未検討である。今後の課題である。

注

- (1) 一町規模の宅地と、桁行七間または五間に庇付き建物が実在し、建物三棟前後から建物配置が判明する事例を対象とするが、基準は少々曖昧である。
- (2) 奈良文化財研究所『古代の官衙遺跡』I 遺構編・Ⅶ-4「建物配置と地割」(山中敏史執筆)、2003年。以下、建物配置は山中説に依拠する。
コ字型は、建物三棟が主屋の中軸線をはさみ、その前面に二棟を対称に配置する。主屋と前面二棟の建物方向は直交し、前面二棟は規模が相等しい(黒崎直「平城京における宅地の構造」狩野久編『日本古代の都城と国家』塙書房、1984)。
- (3) 黒崎直「京におけるコ字型建物配置遺構の性格」斎藤忠先生頌寿記念論文集刊行会編『考古学叢考』中巻・吉川弘文館、1988年。
二重コ字型は内裏また「宮」推定遺跡・高級貴族の邸宅で、「官衙」遺跡はなく、「居住」に主眼をおくと理解する。正殿域と後殿域が公的・私的の両面の役割を分担し、公私の両空間が一組となり前後に連なる。平安京右京一条三坊九町①は報告者の推定通り、「皇親を含む高級貴族層の邸宅跡」とであるとされる。
- (4) また、二棟が中軸線を一致させ前後に並び、棟方向は平行する(黒崎直「平城京における宅地の構造」前掲)。
- (5) 計画的な建物配置は直列型(複数の建物が桁行方向に直線的に配置される)・並列型・L字型(鍵型)・準直列型・準並列型・雁行型(二棟の建物が柱筋を違えながら棟方向を揃え、斜めに連なり配置される)に区分される。官衙建物群などは建物配置が組み合わされて造営され、ロ字型(建物をロ字に方形に並べ、中庭を囲みL字型・直列型が組み合わされる)・コ字型・品字型(コ字型に似るが、脇殿は桁行が短く、品字に配置される)、さらに以上の型の一部省略・変形の配置があるとされる(奈良文化財研究所『古代の官衙遺跡』I 遺構編・Ⅶ-4「建物配置と地割」(山中敏史執筆)前掲)。ロ字型は、桁行七間以上の長舎を主体とする・各辺数棟ずつの建物を連ねる・回廊の場合があり、コ字型はロ字型から一辺を省略する。長舎などのコ字型と桁行が短い品字型が類別される。九世紀以降は長舎は少数で、コ字型が慣用的に品字型を意味するので、品字型の含意で、コの字型と表記する。
畿内の掘立柱建物集落ではL字型と雁行型の二者があり、雁行型がより一般的である。一方、平城京の新しい建物配置に並列型とコ字型が存在し、「宮」周辺の一町・二町の宅地では並列型が主流、五条

以南の小宅地ではL字型・雁行型が主流とされる。雁行型は集落に多いが、L字型は集落・京内で最も普通で、棟数が多く床面積も広い。コ字型の類例は内裏正殿や官衙政庁であるとされる（黒崎直「平城京における宅地の構造」前掲）。また、並列型は曹司の建物など、雁行型は集落など、コ字型は国庁・郡庁など官衙の中核施設、品字型は城柵官衙の政庁や曹司中核部などによくみられる（奈良文化財研究所『古代の官衙遺跡』Ⅰ遺構編・Ⅶ-4「建物配置と地割」（山中敏史執筆）前掲）。格式の序列は大略コ字型（品字型）→並列型→L字型→雁行型とみられる。

京内のコ字型建物遺構は二様があり、その差異から「官衙」「邸宅」両者の可能性を指摘できるとされる。すなわち、第一に脇殿と正殿の位置が前面か側面か、第二に正殿と脇殿の桁行規模の大小、第三に脇殿が廂付き建物か否かなどを手がかりに、脇殿は前面・脇殿の桁行が大・脇殿は廂無し（平城京左京五条二坊十四町）は官衙的性格、脇殿は側面・脇殿の桁行は小・脇殿は廂付き（平安京右京一条三坊九町^①）は邸宅的性格とされる（黒崎直「京におけるコ字型建物配置遺構の性格」前掲）。

- （6） 貴族邸宅の建物配置の検証には、平城宮・平安宮官衙や国衙国庁の建物配置が参照される。

国衙の国庁は構造上、城柵型国庁・大宰府型国庁・長舎型国庁の三類型が認められる。国庁は、正殿の前後に前殿・後殿を置き、正殿や前殿の前面左右に脇殿が配置される（城柵型国庁や大宰府型国庁）。長舎型国庁は脇殿が長舎で、正殿の左右まで延びる。九世紀に前殿は消滅し、前庭が広がる。国庁は第一義に儀式さらに饗宴・政務の場とみられ、国司の宿舎は国司館である。長舎型国庁の前殿（国庁のほぼ中央）は大極殿閤門（宮のほぼ中心）に類似し、朝賀などに正殿と前庭を隔て結接し、饗宴に国守が出向き着座するとされる（山中敏史「国府の構造と機能」『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年）。

初期国庁（七世紀末～八世紀初頭）は長舎で区画し、正殿は区画の奥に偏在し、後殿が存在しない。前殿と藤原宮大極殿南門との形態的類似は両者の親近性の徴証である。定型化国庁では後殿が出現し、正殿・前殿・後殿・脇殿などが計画的に配置される。藤原宮では「大極殿正殿のみで後殿がない」、国庁後殿の成立は平城宮の影響とみられる。国庁前殿は大極殿南門の消長に呼応し、後殿の有無は大極殿後殿の変遷に呼応するとされる（青木敬「宮都と国府の成立」『古代文化』63-4、2012年）。

平城宮の官衙では、奈良時代後半の式部省と兵部省で初めて左右対称の整齐的建物配置が確認される。地方官衙には、正殿を中心に左右対称の配置が多く、中央官庁はその「モデルになったはず」である。しかし、これまで対称配置の官衙は見つからず、その具体例が明らかになる。式部省・兵部省は規模・構造が非常によく似ており、北寄りの掘立柱塀が内部を南北に二分する。南側の区画には中央北に正殿、東西に二棟ずつの脇殿を配する。脇殿の東・西第一堂は正殿の側面、東・西第二堂は正殿の前面である。北側の区画には、後殿と西北殿・東北殿の三棟を並べる（小澤毅「平城宮南辺の双子の官衙一式部省と兵部省」『別冊歴史読本・最前線シリーズ〈日本古代史「謎」の最前線〉』新人物往来社、1995年）。

太政官（弁官曹司）では、東西棟基壇建物1が築地塀区画の南北中軸線に位置し、南北棟基壇建物2・3が基壇建物1の「東南および西南」に左右対称に隣接する。一方、この南に近接し、南北棟礎石建物SB18980・18990が配置される。東西棟基壇建物1は「中心建物」、南北棟礎石建物SB18980・18990は東・西脇殿、南北棟基壇建物2・3は中心建物と東・西脇殿をつなぐ「軒廊のような建物」とみられる（奈良文化財研究所・平城第615次調査現地説明会資料「平城宮東方官衙地区の発掘調査」2019年9月29日、渡辺晃宏『日本古代国家建設の舞台 平城宮』新泉社・2020年）。

平城宮・平安宮官衙では、正殿と脇殿の位置関係（側面また前方）は今後の課題である。また、平城宮・平安宮官衙や国衙国庁は儀式・饗宴・政務の施設であるが、貴族邸宅は〈居住〉が比重を増加させ、異質の側面がある。

建物配置の個々の建物の順序は〈北側→南側〉とする（たとえば後殿－正殿－前殿）。中核施設の柱間

の数値を記載し、「尺」などの単位は報告に準拠する。また、今後の調査で建物配置に変更の可能性がある事例は、条坊町に波線を付加する。

- (7) 「平安京跡（右京一条三坊九町）昭和 54 年度発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報』1980 第 3 分冊・京都府教育委員会・1980 年、「平安京跡（右京一条三坊九・十町）昭和 55 年度発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報』1981 第 1 分冊・京都府教育委員会・1981 年、「平安京跡右京一条三坊九・十町（第 8・9 次）発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第 92 冊・京都府埋蔵文化財調査研究センター・2000 年、平良泰久「平安時代貴族の邸宅跡—平安京右京一条三坊九町—」『月刊文化財』二四二・1983 年、村田和弘「平安時代前期の邸宅遺構—平安京跡右京一条三坊九町の邸宅から—」『京都府埋蔵文化財論集』第四集・京都府埋蔵文化財調査研究センター・2001 年、村田「奈良・平安時代 都城の邸宅遺構」山岸良二編『原始・古代日本の集落』同成社・2004 年、村田「平安京の邸宅遺構—右京一条三坊九町の邸宅の評価—」『京都府埋蔵文化財論集』第五集—創立二十五周年記念誌—・京都府埋蔵文化財調査研究センター・2006 年、石井清司「長岡京・平安京における邸宅遺跡」西山良平・藤田勝也編著『平安京の住まい』京都大学学術出版会・2007 年。以下、藤田勝也「平安京の変容と寝殿造・町屋の成立」鈴木博之ほか編『古代社会の崩壊』〈シリーズ都市・建築・歴史 2〉東京大学出版会・2005 年を適宜参照する。
- (8) 正殿は東西棟の「仮正殿」（東西七間・南北二間で南庇と北庇、柱間一〇尺）の建て替えとみられる。
- (9) 黒崎直「京におけるコ字型建物配置遺構の性格」前掲。
- (10) 西野悠紀子「平安初期における邸宅の伝領について」西山良平・藤田勝也編著『平安京の住まい』京都大学学術出版会、2007 年。
- (11) 高田淳「桓武天皇の親王について—その加冠・叙品・任官を中心に—」『史学研究集録』九、1984 年。生年は宝亀十（七七九）～十一年と推定される。
- (12) 正殿と西脇殿は二〇尺の距離、一〇尺方眼の地割に一致するが、後殿と東脇殿は正殿と三五尺の距離、桁行柱筋が一〇尺方眼の二分の一線上にある。西脇殿と後殿・東脇殿は庇の有無、また配置に明確な差異があり、後殿と東脇殿が関連する可能性がある。
- (13) 『平安京右京三条三坊』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第 10 冊・1990 年、『平安京右京三条三坊五町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2017-15・2018 年、山本雅和「平安京右京三条三坊の邸宅」『条里制・古代都市研究』三五・2020 年。
- (14) 尾野善裕「古代尾張における施釉陶器生産と歴史的背景」『新修名古屋市史』資料編考古 2・名古屋市・2013 年、平尾政幸「冷然院北内溝出土土器群の特質」『平成 27 年度 京都市埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務報告書 平安京左京二条二坊「冷然（泉）院」出土品』京都市文化市民局・2016 年。
- (15) 正殿の中軸線を基軸に西脇殿を左右対称に折り返すと、推定・東脇殿の東側柱と東築地心（復元推定ライン）の距離は、北西部の後殿の北側柱と北築地心（復元推定ライン）の間隔とほぼ一致する。
- (16) 正殿は東西棟（東西五間・南北二間で南・北庇、身舎柱間桁行一〇尺・梁行九尺・庇九尺）の建て替え、後殿は東西棟（東西五間・南北二間に南庇、規模は後殿と同一）の建て替えである。
- (17) 『平安京右京三条三坊四町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2012-4、2012 年。
- (18) 東・西脇殿の北側柱は正殿の南庇から 6 尺前方で、コ字型の二様のうち、脇殿は庇無しではないが、脇殿前面タイプ（官衙的）に相当する。貴族邸宅では脇殿は正殿の側面が多く、脇殿が前方の事例は稀少である。三条三坊四町が貴族邸宅とすると、建物 1 の前方、東（建物 4）・西脇殿（建物 2）の中央に未知の建物（建物 X）があり、建物 X が正殿、建物 1 は後殿で、建物 2・4 は建物 X の脇殿の可能性が想定される。三条三坊四町は後殿—正殿—東・西脇殿（後殿+コ字型）と想像される。建物 1 は南庇があるが、五町北西部の後殿に南庇があり、右京六条一坊五町④の後殿に南庇・北庇がある。
- (19) 正殿の西側柱と西脇殿の東庇の距離は二丈、正殿と東脇殿の西庇の間隔は三丈。

- (20) 五町の溝 SD57 は四町の溝 SD12 の延長上にあるとされる（「平安京右京三条三坊」京都市埋蔵文化財研究所『昭和 63 年度京都市埋蔵文化財調査概要』1993 年）。
- (21) 尾野善裕「古代尾張における施釉陶器生産と歴史的背景」前掲、平尾政幸「冷然院北内溝出土土器群の特質」前掲。
- (22) 「平安京右京六条三坊」京都市埋蔵文化財研究所『平成 2 年度京都市埋蔵文化財調査概要』1994 年、古代学協会『平安京右京六条三坊』平安京跡研究調査報告第 20 輯・2004 年、堀内明博「平安京右京六条三坊」『日本古代都市史研究—古代王権の展開と変容—』思文閣出版・2009 年。
- (23) 東脇殿は北側の南北棟の建物 3（南北五間・東西二間に東庇、後殿の建物 2 とほぼ同規模）と柱筋が一致する。また、後殿の建物 2 と東側の建物 3 は、建物 2 の身舎の北側柱筋が建物 3 の南側梁間と一致し、建物間隔が桁行に等しい。建物 3 は後殿の東脇殿の可能性がある。後殿の西側に西脇殿は不在らしく、結局、〈L 字型＋コ字型〉が想定される。
- (24) 『平安京右京六条一坊—平安時代前期邸宅跡の調査—』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第 11 冊、1992 年。
- (25) 正殿は東西棟二棟と重複し、東西棟の建物 13（東西六間・南北二間）が正殿より古く、東西棟の建物 15（推定東西五間・南北二間に北庇）が正殿より新しい。
- (26) または東西七間・南北二間で南・北・東庇（藤田勝也「平安京の変容と寝殿造・町屋の成立」前掲）。東西棟の建物 12（推定東西五間・南北二間で南庇）が重複し、こちらが新しい。東西棟の正殿・後殿と建物 13 は中心を南北一線に揃えるが、建物 12・15 は計画性がなく、それらより新しい。結局、当初から建物を計画的に配置し、建物 12・15 はその建て替え、建物 13 は正殿の前身とみられる。
- (27) 主軸が他と異なり、時間差が想定される（南孝雄「平安京掘立柱建物の特性～庇付き建物の展開～」京都市埋蔵文化財研究所『研究紀要』一、1995 年）。
- (28) 南孝雄「平安京掘立柱建物の特性」前掲。
- (29) 藤田勝也「平安京の変容と寝殿造・町屋の成立」前掲。
- (30) 藤田勝也「平安京の変容と寝殿造・町屋の成立」前掲。
- (31) 『平安京右京三条二坊十五・十六町一「齋宮」の邸宅跡—』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第 21 冊・2002 年、網伸也「平安京の「齋宮」邸宅」後藤祥子編『王朝文学と齋宮・齋院』平安文学と隣接諸学 6・竹林舎・2009 年。
- (32) 藤田勝也「寝殿造と齋王邸跡」『平安京の住まい』前掲。
- (33) 山本一也「通過儀礼から見た親王・内親王の居住」『平安京の住まい』前掲。
- (34) 鳥羽離宮跡調査研究所『住宅公団花園鷹司団地建設敷地内埋蔵文化財発掘調査概報』1975 年。
- (35) 平良泰久「平安時代貴族の邸宅跡」前掲、網伸也・柏田有香「京都府花園遺跡・西京極遺跡」条里制・古代都市研究会編『日本古代の郡衙遺跡』雄山閣・2009 年。
- (36) 正殿では身舎と西端柱列は痕跡がないが、西端柱列を想定すると、正殿と後殿の中心軸は同一の南北線上にある。また、西側柱列は検出されず、東西五間・南北二間に南・北・東庇に復元されるとされる。
- (37) 北側柱が十六町北側の土御門大路南側溝に削平される。
- (38) 西脇殿は正殿の前方にあり、この側面では官衙的である。
- (39) 家原圭太「都城における大規模宅地中枢施設の構造と変遷」『歴史・民族・考古学論攷（Ⅰ）』大阪・郵政考古学会・辻尾榮市氏古稀記念論攷刊行会、2019 年。
- (40) 長岡京の建物配置の類型と分布（山中章「長岡京の建築遺構と宅地の配置」中山修一先生古稀記念事業会編『長岡京古文化論叢』同朋舎出版、1986 年）、一町規模の住宅遺跡の事例や（藤田勝也「長岡京時代の住宅遺跡」『長岡京市史』建築・美術編、1995 年）宅地の実態が判明する諸例（國下多美樹「長

岡京の都市計画と宅地利用』『長岡京の歴史考古学研究』吉川弘文館、2013年）を参照し、新出の事例を追加する。

条坊の比定は、向日市埋蔵文化財センター編「長岡京条坊復原図」『年報都城』一〇付録・1999年を参考する。

- (41) 向日市埋蔵文化財センター『長岡京跡左京二条二坊十町』向日市埋蔵文化財調査報告書第56集・2003年、山中章「長岡京の東院跡」『季刊考古学』四〇・1992年、山中「長岡京「東院」跡の発掘成果」『考古学ジャーナル』三五二・1992年、山中「古代王権と宮都の東」『考古論集—川越哲志先生退官記念論文集—』川越哲志先生退官記念事業会・2005年。
- (42) または後殿の東・西前方に東・西脇殿。
東脇殿と西脇殿の南側柱は正殿の身舎南側柱と一致する。平安京右京一条三坊九町①は正殿身舎南側柱に脇殿の北妻柱を揃え、脇殿は正殿の側面（南寄り）である。脇殿の南北中心が正殿の南北中心より後方（北側）の配置を便宜的にコ字亜型とする。二条二坊十町⑦の東・西脇殿の南北中心は正殿身舎北側柱の北側である。
- (43) 國下多美樹「古代都城の内裏と離宮—長岡京東院跡の評価を中心に—」立命館大学考古学論集刊行会『立命館大学考古学論集』Ⅲ-2、2003年。
- (44) 『京都府遺跡調査報告書』第28冊〈長岡京跡左京二条三・四坊・東土川遺跡、本文編・図版編〉京都府埋蔵文化財調査研究センター・2000年、石井清司「長岡京・平安京における邸宅遺跡」前掲。
- (45) 平良泰久「長岡京の貴紳の家」『京都府埋蔵文化財論集』第3集、京都府埋蔵文化財調査研究センター、1996年。
後殿の西・東に推定醸造施設（母屋内側の二列の播鉢型土坑は甕を据え付けと推測）・厨（二条条間北小路南側溝に取り付く排水溝が付設、炊飯・供膳用土師器などの廃棄土坑や井戸が近辺に位置）があり、後殿・正殿・脇殿とともに「コ」字型配列とされる。西側は東西棟（東西推定五間・南北二間に南庇）、東側は南北棟（南北三間・東西二間に北・西庇）。また、正殿は十五町の他の建物と同じ身舎桁行五間で際立たず、あるいは宅地の東南区の広場に本格的な正殿を建てる予定かとする。
- (46) 『京都府遺跡調査報告書』第28冊〈長岡京跡左京二条三・四坊・東土川遺跡、本文編・図版編〉前掲。
- (47) 『長岡京跡発掘調査報告』京都市埋蔵文化財研究所調査報告書第2冊、1978年。
前殿に北庇があるのが留意されるが、貴族邸宅では類例がない。
- (48) 藤田勝也「長岡京時代の住宅遺跡」前掲。
- (49) 鳥羽離宮跡調査研究所『日本専売公社工場用地内埋蔵文化財発掘調査概報』1977年。
- (50) 西側1/2町に機能を凝縮し、中位の貴族邸宅とみられ、等間建物の正殿は時期を異にし、高位の貴族邸宅の副屋の可能性が強いとされる（山中章「長岡京の建築遺構と宅地の配置」前掲）。
- (51) 長岡京市埋蔵文化財センター『長岡京跡右京第22・25次調査報告書—長岡京跡右京二条三坊二・七町、上里遺跡—』長岡京市埋蔵文化財調査報告書第11集・1997年、「右京第1158次（7ANGTE-4地区）調査概報」長岡京市埋蔵文化財センター『長岡京市埋蔵文化財センター年報 平成29年度』2019年。
西脇殿の南北中心は正殿身舎北側柱の北側である。
- (52) 七町は東辺部に南北堀、すぐ西側に小規模建物2棟があるが、建物以西は広い空地とみられる。あるいは、二町は政所・七町は現業的な空間とされる（國下多美樹「長岡京の都市計画と宅地利用」前掲）。
- (53) 京都平安文化財「長岡京左京三条三坊十六跡 発掘調査」2019年3月2日現地説明会資料。
- (54) 建物配置の詳細は不明であるが、左京二条二坊五・六・十一・十二町は四町の大規模宅地で、条坊側溝を埋め立て、宅地を確保する。右京六条三坊三町は、南西部の西半に南北棟の大型掘立柱建物SB2201が検出される。

- (55) 家原圭太「都城における大規模宅地中枢施設の構造と変遷」前掲。
- (56) 平安京右京一条三坊十六町⑥は後殿梁行一〇尺、長岡京左京二条四坊七町⑧は正殿桁行中央柱間一〇尺、左京五条三条十五町⑩は西脇殿南北940cm（三間）であるが、部分的である。
古代の屏風や壁代など障屏具は柱間一〇尺を基準とし、東三条殿寝殿は身舎柱間一〇尺・庇一二～一四尺と想定される。身舎柱間は障屏具の規格と密接に関連し、身舎一〇尺・庇一二～一四尺は「ある階層以上の貴族住宅寝殿」また大臣家に共通するとされる（川本重雄「寝殿造の柱間寸法～変化とその意味～」『日本建築学会計画系論文集』七一三、2015年）。寝殿造の中枢施設の柱間は八世紀以来の由縁を継承する可能性がある。
- (57) 藤田勝也「平安京の変容と寝殿造・町屋の成立」前掲、藤田「「寝殿造」とはなにか」西山良平・藤田勝也編著『平安京と貴族の住まい』京都大学学術出版会・2012年。
- (58) これらの構成要素の成立過程は（飯淵康一「貴族住宅構成要素の発生」『続 平安時代貴族住宅の研究』中央公論美術出版・2010年、藤田勝也「平安京の変容と寝殿造・町屋の成立」前掲）、たとえば中門廊・中門は、藤原忠平家（五条第カ）の「中門」（延長二年・九二四）、宇多法皇の六条院の「中門」（延長六年）、藤原忠平の東一条第（東院）の「西中門」（承平六年・九三六）、藤原実頼の小野宮第の「西中門」（天慶八年・九四五）、藤原師輔の東一条第の「西中門北廊・南廊」と「北中門」（天曆四年・九五〇）が早期であるが、「元慶・仁和間」（八七七～八九）の枇杷殿の「中門」が初見である（『九暦記』天慶七年十二月十一日条）（飯淵康一「貴族住宅構成要素の発生」前掲）。また、正六位上山背大海当氏の四戸主の家に「中門」と大小の「門」がある（延喜十二年・九一二）。「中門」と「西・北中門」の差異が有意の可能性はある。
左京五条の菅原道真（是善）の家（白梅殿、高辻北・西洞院東・洞院面）の坤（西南）の隅に「廊」があり、「南の極」に局がある。「方幾かに一丈余、竜門また山陰亭、西に小山がある。貞観九年（八六七）道真は文章得業生となり、父是善がこの局を道真の宿廬とする（『菅贈大相国 書斎記一首』〈寛平五年・八九三〉『本朝文粹』卷十二「記」・『菅家文草』卷七「記」）。九世紀中頃、菅家に「廊」があり、南北に長く、中門廊の可能性はある。
- (59) 太田静六「右大臣藤原師輔の東一条第（華山院）」『寝殿造の研究』吉川弘文館、1987年。以下、寝殿造の建物配置は太田説を参照する。
- (60) 藤田勝也「北対の変容」『日本古代中世住宅史論』中央公論美術出版、2002年。以下、北対は藤田説に依拠する。
- (61) 吉田早苗「小野宮第」臚谷寿ほか編『平安京の邸第』望稜舎、1987年。
- (62) 黒崎直「京におけるコ字型建物配置遺構の性格」前掲。
- (63) 里内裏一条院には北対・北二対、寝殿、東対・東北対、西対があり、西対の西方に独立の七間檜皮屋が存在する（第一期：長保元年・九九九～寛弘六年・一〇〇九）。また、北対（・北二対）、寝殿、東対（東南対）・東北対（東二対）、西対（西対代）・西北対がある（第二期：寛弘七年～長久四年・一〇四三）。第二期一条院是一条天皇の皇居を目指し造営され、北対の東西に東北対と西北対が実在する（詫間直樹「里内裏一条院の沿革と構成」『書陵部紀要』六二、2011年）。北二対は中宮定子の御在所とみられる（阿部秋生「紫式部日記の一条院」臚谷寿ほか編『平安京の邸第』前掲、原題「作者のゐた内裏」『源氏物語研究序説』東京大学出版会、1959年）。一方、枇杷殿は、北対、寝殿、東対・東対代（北対東殿）、西一対・西二対があり、北対の東・西に東対代（北対東殿）・西二対が配置されるとみられる。寛弘六年一〇月、一条天皇は里内裏枇杷殿に遷御するが、「九重の作り様」すなわち内裏様式に改作される（第二期：長保四年～長和五年・一〇一六）。また、北対、寝殿、東対、西一対・西二対の構成で、東対代が不足とされる（第三期：寛仁元年・一〇一七～長元元年・一〇二八）（野口孝子「枇杷殿」臚谷寿ほか編『平安京の邸第』前掲）。

- (64) 二重コ字型では、正殿域と後殿域が公的・私的の両面の役割を分担し、前後に連なるとされる（黒崎直「京におけるコ字型建物配置遺構の性格」前掲）。一方、日記や日記文学では、「北の方」は寝殿や西対・西北対に住み、最も多いのは寝殿に住む場合であるが、北対に住む例はほとんど見つからない（平井聖『日本住宅の歴史』NHK ブックス、1974年）。北対は「ハレの儀式会場」でなく、摂関期に後宮や女房局の用法があるが、一般的ではない（藤田勝也「北対の変容」前掲）。
- (65) 長岡京市埋蔵文化財センター『長岡京跡右京第22・25次調査報告書—長岡京跡右京二条三坊二・七町、上里遺跡—』前掲。
- (66) 「右京第1158次（7ANGTE-4地区）調査概報」長岡京市埋蔵文化財センター『長岡京市埋蔵文化財センター年報 平成29年度』2019年。
- (67) 藤田勝也「「寝殿造」とはなにか」前掲。
- (68) 川本重雄「寝殿造の歴史像」『寝殿造の空間と儀式』中央公論美術出版、2005年。
十一世紀初め（藤原道長時代）に晴側の対が中心的殿舎になり、臨時客などに南庇・南広庇は公卿・殿上人の座を設けて、対に必要不可欠な要素となる。寝殿の反対側の孫庇は、請印の場など非常に重要な空間となる。対の形式は摂関家などの儀式・饗宴・政務の要求と結び付き、必然的に成立するとされる。